

くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

「老人ホームの入居優先枠が当選した」という電話に注意！

【事例】

住宅メーカーの職員を名のる者から「老人ホームの入居優先枠が当選した。権利がいらないければ他の人に譲るので、あなたの名義を貸してほしい。」としつこく頼まれ、「はい」と返事をしてしまった。



その後、弁護士や損害保険会社の社員を名のる者から電話があり、「名義貸しは犯罪であり警察に捕まる」「金融庁があなたの資産を差し押さえる」「資産差し押さえを逃れるためには資金移動が必要だ」などと言われた。

【トラブルに遭わないために】

- ▼老人ホームなどの入居は高齢者にとって身近な問題であり、不安をあまり現金を宅急便で送らせる、または銀行口座へ振り込ませるなど、業者は言葉巧みに勧誘してきます。相手の話に不安を感じたら、はっきり断りましょう。また、家族や知人などに相談しましょう
- ▼名義貸しを求められた場合は、相手にせず、はっきり断り、すぐに電話を切りましょう
- ▼心配なときは消費生活センターにご相談ください

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき＝10月6日⑧13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝消費生活センター（☎ 28-9110）

靈感商法などのトラブルでお困りの方へ

靈感商法などのトラブルでお困りの方は、一人で悩まず、消費生活センターや消費者ホットライン（☎ 188番）にご相談ください。

